

# バスの直前への急な割り込みは



## バス車内で お客様が 転倒する事故につながります

また、  
道路交通法第31条の2では、停留所で停車している  
路線バスが発進合図を出した時、その後方にある  
車両は路線バスの進路の変更を妨げては  
ならないことが定められています。

◆反則金(普通車の場合) 6,000 円 ◆行政点数 1 点

